

新発田城跡第 33 地点出土陶磁器等実測業務委託 仕様書

- 1 業務の名称
新発田城跡第 33 地点出土陶磁器等実測業務委託
- 2 業務の内容
新発田城跡出土陶磁器等の実測・拓本・トレース・写真撮影及び計測表の作成
- 3 資格等
当市を含む地方自治体と契約し、出土品の実測業務を履行した実績があること。
- 4 業務の数量
別紙「新発田城跡第 33 地点出土陶磁器等実測業務委託 数量表」のとおり
- 5 委託期間
契約日から令和 8 年 1 1 月 2 4 日まで
- 6 成果品
 - ・遺物実測図 3 0 0 点
(1 mm 方眼の入った用紙に掲載した図を各一部)
 - ・遺物トレース図 3 0 0 点
(デジタルトレース、文様は写真をもとに作成して貼り付け、
画像データ及び紙焼きの図を各一部)
 - ・遺物写真 8 9 8 カット
(JPEG 形式の画像データ)
 - ・遺物計測表 一式
(エクセルファイル形式)
- 7 作業の仕様
 - (1) 遺物実測
 - ①実測を行う陶磁器等は破損し易いことから、十分注意して作業を行うこと。
 - ②図の作成及び遺物の撮影は、文化庁文化財部記念物課監修『発掘調査のてびき—整理・報告書編—』(平成 22 年)に準拠して行う。
 - ③実測の方法は発注者の指示に従い、正確かつ迅速な方法で実施する。
 - ④実測の縮尺は原寸とする。
 - ⑤実測の用紙には、1 mm 方眼の入った長期保存に耐え得る紙を使用し、1 つの遺物の実測図は原則として 1 枚の用紙に収める。用紙サイズは A 4 判を基本とするが、大型遺物の場合はこの限りではない。

(2) 拓本

- ①湿拓により、適度な厚さの画仙紙を使用して行う。その際、しわやにじみ、ムラに注意し、均一な濃度を保つこと。
- ②拓本濃度については、発注者の指示を受ける。

(3) トレース

- ①線の色は黒とする。
- ②トレースの縮尺は、3分の1を基本とするが、大型遺物については、発注者の指示に従う。
- ③同一遺物における各面の図の間隔は4mmとする。
- ④線の太さは、発注者の指示を受ける。
- ⑤文様等は、写真を図化したデータのはめ込みとし、実測図と縮尺を合わせる。
- ⑥付着物などの範囲は、指定したトーンを使用して表現する。
- ⑦ファイル形式は.ai形式(Adobe illustrator)とし、PDFデータを添付すること。

(4) 遺物写真

- ①発注者の指示したカットを撮影する。
- ②写真は、画像サイズ4,000pixel×3,000pixel以上で撮影し、JPEG形式とする。
- ③写真の画像データは、角版(.jpg形式)と切り抜いたもの(.psd形式)を納品する。

(5) 計測表

- ・計測表は、発注者が指定するエクセルファイルの書式に、データを入力して作成する。

8 校正

- ・遺物実測図の校正は3回以内とする。校正は、遺物と実測図を対比して行うことから、初校時のみ遺物を新発田市教育委員会 文化行政課 埋蔵文化財整理室(新発田市小舟町2-9-16)に持参することとする。
- ・トレースの校正は2回以内とする。

9 その他

- ・資料の搬出入及び成果品の納品場所は、新発田市教育委員会 文化行政課 埋蔵文化財整理室(新発田市小舟町2-9-16)とする。
- ・資料の収納容器は、発注者で用意したものを使用できる。
- ・運送・梱包にかかる費用は受注者の負担とする。
- ・受注者は、契約締結後、速やかに資料の運送方法や作業計画について打ち合わせを行い、契約締結後1週間以内に、発注者へ作業計画書を提出し、その承認を受けること。
- ・成果品は、発注者が修正・加工して使用できるものとする。
- ・受注者が成果品の使用を希望する場合は、事前に発注者の許可を得ること。
- ・本仕様に定めのない事項や疑義が生じた場合は、発注者と受注者の両者で協議の上、決

定する。

※契約終了後、この契約に関しての業務評価をします。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。